

厚生労働大臣

加藤 勝信 様

令和元年台風第 19 号に伴う
被害に係る緊急要望

令和元(2019)年 10 月

栃 木 県

要 望 書

10月12日の台風第19号に伴う大雨により、栃木県内14市町に大雨特別警報が発表され、河川のはん濫、浸水、土砂崩れ等が県内各地で発生し、4名の方が犠牲になったほか、19,000棟を超える床上・床下浸水等の住家被害が生じるなど、甚大な被害をもたらしました。

また、医療機関や社会福祉施設等にも甚大な被害が発生したほか、水道など県民生活を支える重要なライフラインにも大きな被害を受けたところであり、被災した施設・設備等の本格的な復旧には相当な時間を要することが見込まれる状況にあります。

さらに、河川のはん濫などにより大規模な浸水被害が発生していることから、浸水した家屋や避難所等における感染症の発生・まん延を防止するための対策が重要となっております。

今後、早期に保健・衛生・医療・福祉の提供体制が確保され、被災した住民が一日でも早く安全・安心な生活を取り戻すことができるよう、下記の事項について迅速な対応を要望しますので、特別なる御配慮をいただきますようお願いいたします。

記

1 激甚災害の早期指定等について

被害が広範にわたり、かつ甚大であることから、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害として早期に指定し、特別の財政措置を講じること。

また、激甚災害の適用措置における災害復旧事業等の嵩上げ措置について、地域の実情に合わせて対象要件を緩和すること。

2 水道施設の早期復旧について

重要なライフラインである水道施設の早期復旧を図るため、災害査定や災害復旧事業の早期着手に向けた特段の配慮を行うこと。

また、災害復旧事業の実施にあたっては、原型復旧だけでなく、施設の嵩上げや浸水防止対策等、再度の災害発生を防止するため、対象要件を拡充すること。

さらに、市町等水道事業者の財政負担を軽減するため、現在の災害復旧事業の最低限度額を緩和すること。

3 感染症予防に対する支援について

河川のはん濫などにより大規模な浸水被害が発生していることから、浸水した家屋や避難所等における感染症の発生・まん延を防止するための感染症予防事業を支援するとともに、消毒作業や害虫駆除等に必要な薬品やマスク等、被災地域において必要な物品を確実に確保できるよう、必要な支援を行うこと。

4 被災者への医療福祉サービス等の提供について

被災者が医療福祉サービス等を安心して受けることができるよう、保険料、利用者負担額の減免に要する費用を全額補填すること。

5 医療機関や社会福祉施設等の早期復旧に向けた支援について

浸水等により甚大な被害を受けた医療機関や社会福祉施設等が、早期に復旧・再開ができるよう、施設の復旧整備に要する経費に加え、初度設備などに係る経費についても支援対象とするなど、必要な支援を行うこと。

また、浸水被害の大きな社会福祉施設等の災害復旧に係る補助対象選定にあたっては、移設・建て替え等の柔軟な対応を認めること。

併せて、施設復旧までの間、リース等により応急仮設施設及び設備を活用する場合の経費などについても支援対象とすること。

6 雇用の維持に係る支援について

被災した企業・事業者が雇用を維持できるよう、雇用調整助成金について、助成率の引き上げや支給限度日数の延長など、更なる特例措置を講じること。

令和元(2019)年 10 月 29 日

栃木県知事 福田 富 一

栃木県議会議長 早 川 尚 秀